

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第937号

2018年（平成30年）9月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会长 畠山 閥之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関するこ
とに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う
本人通知の省略について（答申）

2018年（平成30年）8月27日付けて諮問（第937号）された生活保護法
(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関するこに係る個人情報を目的
外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のと
おり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があ
ると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人
通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供す
る必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次の
とおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県大和警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基
づき捜査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。
刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならない
ことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場
合に該当するため、神奈川県大和警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的
外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護
制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、保護開始日、保護開始理由、保護費支給方法、金融
機関名及び支店名、口座種別、口座番号、口座名義、保護費支給日、支給金額

なお、照会書の照会事項の提供の必要性を神奈川県大和警察署司法警察員に確認し、申請時の提出書類及び身分証の写し、職業、連絡先等、親戚等の緊急連絡先については提供しないと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県大和警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え方

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県大和警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県大和警察署司法警察員に問い合わせたところ、「捜査内容については回答できないが、捜査中の窃盗事件の被疑者であり、盗んだ金銭や物品等の売却金を自らの口座に預けている可能性がある。売買等に係る金銭の流れを把握するため、口座情報を確認し容疑の裏付けを行う必要がある。また、生活保護受給中であれば、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。」とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを神奈川県大和警察署司法警察員に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

ア 捜査関係事項照会書

イ 回答書（案）

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県大和警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的な必要性については「捜査内容については回答できないが、捜査中の窃盗事件の被疑者であり、盗んだ金銭や物品等の売却金を自らの口座に預けている可能性がある。売買等に係る金銭の流れを把握するため、口座情報を確認し容疑の裏付けを行う必要がある。また、生活保護受給中であれば、生活困窮が犯行動機の裏付けとなる。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを神奈川県大和警察署司法警察員に確認した。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以上